

都城デンタルコアカレッジ学則

第 1 章 総則

第 1 条 本校は、歯科衛生士に関する専門知識、技術の教授及び一般教養に関する教育を行い、もって有能な人材を育成するため、学校教育法に基づき、専修学校教育を行うことを目的とする。

第 2 条 本校は都城デンタルコアカレッジと称し、歯科衛生士科を置く。

第 3 条 本校は宮崎県都城市吉尾町 7 7 番 1 0 に置く。

第 4 条 本校は学校法人都城コア学園が設置経営する。

第 5 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	1 学年学級数	総定員
医療専門課程	歯科衛生士科	3 年	3 0 名	1	9 0 名

第 2 章 学年、学期及び休業日

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 条 学期は、次の 2 期に区分する。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日、国民の休日に関する法律に定める日

(2) 夏期休暇 7 月 2 1 日から 9 月 3 日まで

(3) 冬期休暇 1 2 月 2 1 日から翌年 1 月 7 日まで

(4) 春期休暇 3 月 2 0 日から 4 月 8 日まで

(5) 他に校長が特に定める日

前項の外、校長が必要と認めた時は、休業日を変更することがある。

第 3 章 入学、転入学、休学、復学、退学

(入学)

第 9 条 本校に入学できる者は、学校教育法第 9 0 条第 1 項の規定に該当する者とする。

第 1 0 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入して、第 3 2 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

第 1 1 条 入学は、入学試験に基づき、校長が許可する。

第 1 2 条 入学許可を受けた者は指定期日までに保護者及び保証人 1 名を定め、所定の誓約書に第 3 2 条に定める入学金を添えて校長宛提出しなければならない。一旦納付した入学金、書類等は如何なる理由によるも返還しない。

2 前項の手続きを怠り又は入学期日に許可なく出席しない者は、入学許可を取り消す。

3 第 1 項に規定する保護者とは父母、又は後見人或いは近親者であって独立の生計を営む者で、保証人は本校に対して該当学生に係る一切の責に任ずることのできる者とする。

第 1 3 条 本人及び保証人の身分上に異動或いは住所変更等のあった場合は、直ちに校長に届けなければならない。

(転入学)

第14条 他の学校から転入学を希望する者については、本校に欠員があり、かつ前の学校における教育の程度、教科課程の進捗状況が同等又はそれ以上である場合に限り校長は転入学を許可することができる。

(欠席・休学)

第15条 学生が欠席する場合は、その理由を校長に届け出なければならない。但し、1週間以上の病欠の場合は診断書を校長に提出しなければならない。

第16条 学生が休学する場合には、所定の休学願に理由書又は診断書を添え校長の許可を受けなければならない。

2 休学期間は、3年以内とする。

第17条 校長は特に必要と認めた場合は、休学を命ずることがある。

(復学)

第18条 復学を希望するときは、所定の復学願を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の場合は原学年に編入する。

第19条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

(退学)

第20条 学生が退学する場合は、所定の退学願に理由書又は診断書を添え、許可を受けなければならない。

第21条 学生で次の1に該当するときは、退学を命ずることがある。

- (1) 素行不良で改悛の見込みがない者
- (2) 疾病又は成績不良で卒業見込みのない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (4) 正当な理由がなく出席が常ならない者
- (5) 本校に定める授業料等を許可なく滞納した者

第4章 教育課程、履修方法、卒業の認定

(教育課程)

第22条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けて編成するものとする。

2 教育課程及び授業時間数・単位数は別表(1)のとおりとする。

(授業の方法)

第23条 授業方法は、講義、演習、実習及び実技とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目の単位認定は、試験成績、実習の成果、授業態度、出席状況等の履修状況を総合的に評価し、合格した者には所定の単位を与える。

2 第22条第2項に掲げる各科目(実習を除く)の出席時間数が3分の2に満たない者については当該科目の履修を認定しない。

3 実習の出席時間数が第22条第2項に掲げる時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。

(試験・再試験・追試験)

第25条 各学期の終わりに試験を行い、学生の学習状況を調べるものとする。

第26条 試験成績は各科目6割以上を合格とする。

- 第27条 不合格の科目は再試験を受けることができる。
- 2 再試験を受ける者は、所定の再試験願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
 - 3 再試験については別途定める。

- 第28条 やむを得ない理由により試験を欠席した者は、所定の追試験願を校長に提出し許可を受けなければならない。
- 2 追試験については別途定める。

(入学前の授業科目の履修等)

- 第29条 本校は、教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に、歯科衛生士養成所指定規則別表備考2において規定された学校等で履修した授業科目について修得した単位を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、校長が本校の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(卒業)

- 第30条 卒業の認定は、第22条第2項に定める授業科目の単位を修得した者について、校長がこれを行う。
- 第31条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第5章 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他の費用

- 第32条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他の費用は次のとおりとする。
(平成31年度入学生まで)

入学検定料	20,000円
入学金	200,000円
授業料(年額)	360,000円
実験実習費(年額)	150,000円
教育充実費(年額)	90,000円
施設管理費(年額)	50,000円

(令和2年度入学生より)

入学検定料	20,000円
入学金	200,000円
授業料(年額)	500,000円
実験実習費(年額)	200,000円

- 第33条 所定の学費は指定期日までに学校に納付しなければならない。
- 第34条 一旦納付した学費は原則として返還しない。

第6章 教職員の組織

- 第35条 本校に次の職員を置く。
- (1) 校長 1名
 - (1) 教務主任 1名
 - (1) 専任教員 4名以上(うち1名は教務主任とする)
 - (1) 事務職員 若干名
 - (1) 学校医 1名
- 2 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 7 章 教務会、臨床実習講師会

第 36 条 本校に教務会、臨床実習講師会を置く。

2 教務会、臨床実習講師会に関する必要な事項は別に定める。

第 8 章 賞罰

第 37 条 学業品行共に優秀で他の模範となることのできる学生は、褒賞することがある。

第 38 条 校長は、学則その他の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教務会の議を経てその学生を懲戒することができる。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

第 9 章 健康管理

第 39 条 学生は、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 6 条に準じ健康診断を受けなければならない。

第 10 章 補則

第 40 条 この学則について、細則その他学校の管理及び運営に関し必要な事項は校長が定める。

附則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

1. この学則の一部を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

1. この学則の教育課程表（別表 1）を改定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

1. この学則の教育課程表（別表 1）を改定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

1. この学則の一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 教育課程表

分野別	教育内容	授業科目	必選の別	時間数	単位数	分野別	教育内容	授業科目	必選の別	時間数	単位数
基礎分野 (10)	科学的思考の基礎 (2)	生物学	必	15	1	専門分野 (66)	臨床歯科医学 (18)	歯科矯正学	必	30	2
		化学	必	15	1			口腔外科学	必	30	2
	人間と生活 (8)	心理学	必	30	2			小児歯科学	必	30	2
		医療倫理	必	15	1			高齢者歯科学	必	15	1
		コミュニケーション論	必	15	1			障害者歯科学	必	15	1
		歯科英語	必	15	1			歯科放射線学	必	15	1
		英会話	必	45	3			X線写真読影法	必	15	1
	専門基礎分野 (29)	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 (4)	解剖学	必	30			2	歯科予防処置論 (8)	歯科予防処置Ⅰ	必
組織・発生学			必	15	1		歯科予防処置Ⅱ	必		90	3
生理学			必	15	1		歯科予防処置Ⅲ	必		60	2
歯・口腔の構造と機能 (5)		口腔解剖学	必	30	2		歯科保健指導論 (8)	歯科保健指導Ⅰ	必	90	3
		歯牙解剖学	必	15	1			歯科保健指導Ⅱ	必	90	3
		歯型彫刻	必	30	1			歯科保健指導Ⅲ	必	30	1
		口腔生理学	必	15	1			栄養指導	必	30	1
疾病の成り立ち及び回復過程の促進 (7)		微生物学	必	30	2		歯科診療補助論 (10)	歯科診療補助Ⅰ	必	90	3
		薬理学	必	30	2			歯科診療補助Ⅱ	必	120	4
		病理学	必	30	2			歯科診療補助Ⅲ	必	30	1
		生化学	必	15	1			臨床検査法	必	15	1
歯・口腔の健康と人との関わり (13)		衛生学・公衆衛生学	必	30	2	臨地実習(臨地実習を含む) (20)		臨床(臨地)実習Ⅰ	必	45	1
		歯科衛生統計学	必	30	2		臨床(臨地)実習Ⅱ	必	315	7	
	口腔衛生学	必	30	2	臨床(臨地)実習Ⅲ		必	540	12		
	地域保健学	必	30	2	選択必修分野 (15)	医学一般	必	15	1		
	社会保障の展開	必	15	1		口腔機能・摂食機能訓練法	必	45	2		
	栄養学	必	30	2		医療事務	必	80	3		
	衛生行政	必	15	1		情報リテラシⅠ	必	30	1		
	社会福祉	必	15	1		情報リテラシⅡ	必	30	1		
専門分野 (15)	歯科衛生士概論(2)	必	30	2		健康科学Ⅰ	必	30	1		
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	必	30		2	健康科学Ⅱ	必	30	1	
		う蝕治療学Ⅰ	必	15		1	健康科学Ⅲ	必	30	1	
		う蝕治療学Ⅱ	必	15		1	研究基礎Ⅰ	必	30	2	
		歯周治療学Ⅰ	必	15		1	研究基礎Ⅱ	必	30	2	
		歯周治療学Ⅱ	必	15	1						
		歯科補綴学	必	30	2						
合計					時間数	2,900時間	単位数	120単位			

1. 単位の計算方法: 1単位の授業時間は講義及び演習については15時間から30時間、実習及び実技については30時間から45時間を1単位とする。
2. 各学年における授業時間数は、年間800時間以上とする。